

おしどりネット利用約款

NPO 法人鳥取県医療連携ネットワーク協議会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、NPO 法人鳥取県医療連携ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)が設置する医療連携ネットワークシステム(以下「おしどりネット」という。)の利用について必要な事項を定めるものである。

2 この法人は地域における医療・介護・福祉・保健などの関連機関間で診療情報等の共有化や、医療情報の連携ネットワークを構築し活用することにより、患者中心の医療の推進、医療の質・安全性の向上を図り、また、救急医療や災害時医療を含めて各関連機関の効率的運用、行政との連携を推進し、高度医療情報社会の普及・啓発活動や人材育成を支援し、地域住民がより良い医療サービスを享受できる豊かな保健医療福祉社会への提案と環境基盤作りに寄与することを目的とする。

(利用者)

第2条 利用者とは協議会の運用規定に定めるID、パスワード等の登録を完了した者をいう。

(利用者の責務)

第3条 利用者がおしどりネットを利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)及び個人情報保護条例および法を遵守しなければならない。

2 利用者は、第1条2項(目的)に定める以外にその情報を利用してはならない。

3 利用者は、おしどりネットを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での利用、閲覧以外は複製・公開・提供してはならない。

4 おしどりネット上の情報の取扱いについては運営委員会が別に細則を定めるものとする。

5 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードは利用者本人以外の者に利用させてはならない。

6 利用者はおしどりネットに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

第2章 おしどりネットの利用

(利用者資格等)

第4条 おしどりネットを利用できる者は第2条に定める利用者資格を持つ者のみとする。

2 おしどりネット利用を希望する者は、協議会が定める細則に基づき、所定の研修を受講しなければならない。

3 前項の規定により受講修了したときは、おしどりネットに係るID、パスワード等を付与するものとする。

4 おしどりネットの利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を事務局に届け出なければならない。

(おしどりネットの利用形態)

第5条 おしどりネットの利用者は、VPN機器およびそれに準ずるセキュリティ機能を備えたソフトウェアを用いアクセスを行いたい行うものとする。

2 サービスを利用するコンピューター端末には、ウイルス対策ソフトがインストールされていることを条件とし、常に最新のウイルス定義が更新されていることを条件とする。

(利用できる機能)

第6条 ネットワークで利用できる機能は、別紙1に定めるものとする。

(利用時間)

第7条 おしどりネットの利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対してネットワークを通じて、事前に通知をした上で運用を停止し、不定期に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。

(機能等の変更等)

第8条 おしどりネットの良好な運用を維持するために、機能、又は利用時間の変更、又は停止を行う場合がある。

2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にネットワークを通じてその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他、運営委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 ID番号、パスワードなど

(ID番号の利用者)

第10条 ID及びパスワードを利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(ID番号等の管理等)

第11条 利用者は、ID番号及びパスワード(以下「アカウント」という)を適切に管理するとともに、当該アカウント等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

2 利用するパスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新する。

3 参加機関の運用責任者は当該参加機関の利用者が本規定の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかにIDの削除を行わなければならない。

第4章 入会金、会費

(入会金と会費)

第12条 特定非営利活動法人としての事業を行うために利用料を徴収するものとする。※別紙1に記載のとおり

第5章 機能の登録・削除

(参加の取り消し)

第13条 参加機関が次の事項のいずれかに該当したときは、参加を取り消すものとする。

1 法令等の各条項に違反したとき。

2 ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

おしどりネットサービス表（参照機関）

基本サービス

情報参照	月額 1,000 円
おしどりノート機能	
必要ソフトのインストール（初期、追加）、研修、利用中の問い合わせはこの中に入ります。 PC（windowsOS）、タブレット（windowsOS もしくは iPad）に限ります。	

提供サービス

インターネット VPN 機能	VPN は 1 個につき同時 1 接続が可能です。 2 個セット/300 円（月額） 3 個セット/500 円（月額）
電子紹介状送信機能	別途ご相談ください。日本医師会発行の医師資格証とカードリーダーを各自でご準備ください。
データバックアップ機能	利用するためには下記にてお申し込みが必要です。
検査データ連携機能	

おしどりネット参加申込書

私は裏面のおしどりネット利用約款に同意し、下記の通り申し込みます。

申込日： 年 月 日（ ）

参加施設 名称	フリガナ							運用責任者氏名 システムを利用する機関責任者を記載してください。	フリガナ
住 所								電話番号	
								FAX	
								e-mail	
厚労省発行 医療機関 コード (7ケタ)								患者管理 ID 桁数 カルテ、レセコンの患者を管理する番号の最大桁数。	桁

利用希望機能 希望する機能に○を付けてください。金額は税込みです。

	基本利用（おしどりネットデータ参照）			1,000 円（月額）
	VPN			
	VPN2 個追加（上記と合わせ 3 つセット）			500 円（月額）
	検査会社連携を含むデータバックアップ			無料
	利用検査会社	ファルコバイオシステムズ	福山臨床株式会社	
	電子紹介状システム（カードリーダー、医師資格証は各自ご準備ください）			無料

システムについてのお問合せ窓口（平日 9 時～18 時迄。12/31～1/3 は休業です。※緊急の場合は事務局まで）
事務手続きや利用方法についてのお問合せは、おしどりネット事務局：090-4893-1167（事務局代表）
システムエラーなどでお急ぎの場合は、セコム山陰株式会社：0859-38-2434